【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年8月4日

【会社名】 シンバイオ製薬株式会社

【英訳名】 SymBio Pharmaceuticals Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼CFO 成宮 規及

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼CFO 成宮 規及

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 第65回新株予約権証券

その他の者に対する割当 1,600,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額)

3,361,600,000円

第66回新株予約権証券

その他の者に対する割当 1,400,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額)

3,361,400,000円

第67回新株予約権証券

その他の者に対する割当 300,000円

(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額)

1,680,300,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払 込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性 があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が 行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した 場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行 使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2025年8月1日付で事務連絡者の人事異動があったこと及び2025年8月4日に第21期中(自2025年1月1日至2025年6月30日)の半期報告書を提出したことに伴い、2025年7月22日に提出した有価証券届出書及び2025年7月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、事務連絡者氏名の変更を行うとともに、当該半期報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また、添付書類の一部を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

事務連絡者氏名

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2025年12月期中間期(自2025年1月1日 至2025年6月30日)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

【表紙】

(訂正前)

(前略)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼CFO 福島 隆章

(中略)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼CFO 福島 隆章

(後略)

(訂正後)

(前略)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼CFO 成宮 規及

(中略)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼CFO 成宮 規及

(後略)

第三部 【参照情報】

第1【参照書類】

(訂正前)

(前略)

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年<u>7月31日</u>)までに、以下の臨時報告書を 提出しています。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月25日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月26日に関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

- (1) 訂正報告書(上記2(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2025年4月18日に関東財務局長に提出
- (2) 訂正報告書(上記2(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2025年4月21日に関東財務局長に提出

(訂正後)

(前略)

2 【半期報告書】

事業年度 第21期中(自2025年1月1日 至2025年6月30日)2025年8月4日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年<u>8月4日</u>)までに、以下の臨時報告書を提出しています。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月25日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月26日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

- (1) 訂正報告書(上記3(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2025年4月18日に関東財務局長に提出
- (2) 訂正報告書(上記3(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2025年4月21日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年7月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年7月31日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書<u>及び半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)</u>に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書<u>等</u>の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年<u>8</u>月4日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年<u>8月4日</u>)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。